

出張業務休止廃止再開届

概要説明	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3に基づき、出張業務を休止、廃止、若しくは再開した場合に行う届出書です。
提出書類	1 出張業務休止廃止再開届（様式第5号） それぞれ2部（押印は不要です） （保健所の受付印を押印した物を1部お返しします）
受付期間	発生日～発生效后10日以内
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 （〒750-8521 下関市南部町1番1号） TEL; (083)231-1711 FAX ; (083)231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 休止の期間は最大1年までです。・ 再開時は施術者の資格免許証の原本確認を実施しますので、届出時にお持ちください。・ 再開時は施術者の本人確認を実施しますので、届出時に顔写真付きの身分証明書をお持ちの上、ご来庁ください。